平成２９年（フ）第４７号
栃木県宇都宮市末広１丁目５番５号　シャトーハイツ101号、前住所栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目２番13号　コーポ新田Ｃ－101
債務者　牛山　正之
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８号
栃木県宇都宮市末広１丁目５番５号　シャトーハイツ101号、前住所栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目２番13号　コーポ新田Ｃ－101
債務者　牛山　仁子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４９４号
東京都葛飾区南水元２丁目27－17　袖山方202
債務者　鈴木　淳史
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９号
東京都八王子市散田町１丁目２番６号コーポレイメイ103号
債務者　常盤　浩司
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３０４号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目24番11－203号
債務者　祖慶　繁俊
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１２号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平14番２－407号
債務者　鈴木　良明
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２３号
横浜市神奈川区大口通89番地19　クリオ大口壱番館303号
債務者　早川　直孝
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３８号
横浜市戸塚区原宿４丁目27番Ｃ－４－401号
債務者　黒木　　功
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３９号
横浜市泉区弥生台47番地８　ドエル日岳202号
債務者　有海勢都子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６８号
静岡市葵区双葉町５番22号　サンホープ302号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区栄町21番地の２
債務者　櫻井　麻由
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月８日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８号
静岡県藤枝市鬼島799番地
債務者　矢野　陽香
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月８日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２号
静岡市清水区追分２丁目12番９号　ドミールＫ201、旧住所静岡市清水区西久保１丁目13番33－111号
債務者　伊藤　弘子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月８日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８号
岡山市北区大供２丁目１番３号広井ビル102号室、旧住所岡山市北区京町２番５号ダイヤパレス京町201号室
債務者　菊地　裕美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６０号
東京都江東区辰巳１－１－13　トーア南晴海マンション201、住民票上の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1922－５　センチュリーハイツ３号棟
債務者　七高　光明
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８７号
東京都江東区三好４丁目７－10－411
債務者　土田みどり
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部